

とよなかししゅわげんご がいようばん 豊中市手話言語アクションプラン【概要版】

令和2年（2020年）2月策定

“心ひとつに！～手話でつながるまち・とよなか～”

最終目標：手話で人と人がつながる社会の実現

『豊中市第五次障害者長期計画』の目標像である「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」に向けて、障害のある人だけでなく、障害のない人も手話を習得することで、だれもが手話でつながり理解しあえる地域社会の実現をめざします。

基本目標

◆「手話＝言語」の理解を広める

◆手話を習得・手話で発信する土台をつくる

《手話の定義》

手話は、手や指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語です。

また、音声言語において、国や地域によって言語体系が異なるように手話も世界共通のものではありません。

《位置づけ》

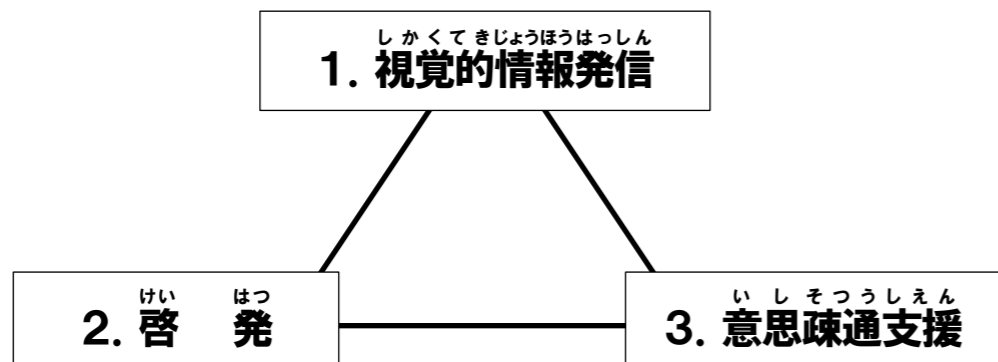
平成30年（2018年）3月に策定した障害者施策の基本的な計画である『豊中市第五次障害者長期計画』の分野別計画として策定しています。

《期間》

令和2年度(2020年度)からプランを実施し、次期『豊中市障害者長期計画』を策定予定の令和5年(2023年)に、プランの進捗状況をふまえ、段階的に基本目標を再設定しながらプランの見直しを行います。

《施策の推進方針》

下図の3つの柱を設定し、これらの要素が独立して事業を進めるのではなく、相互作用することで施策を推進できるよう事業を展開します。



1. 視覚的情報発信(手話による情報取得・情報発信)

○市政情報の発信手法の一つとして、市が制作する動画に手話映像を追加した情報発信を行います。手話による視覚的情報発信を行うことで市民が手話を身近に感じ、以下の「2. 啓発」や「3. 意思疎通支援」の施策との相互作用が期待されます。

○市民窓口等において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、企業や公共サービス機関においても手話対応の取組が進むよう支援を行います。

取組内容

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 手話による情報発信 | (2) 市窓口での手話対応の向上 |
| ①市制作動画への手話映像の挿入 | ①市職員向け手話講習会 |
| ②会議・イベント時の手話通訳者の設置 | (3) 民間での手話対応の取組支援 |
| | ①民間企業等における手話学習への支援 |

2. 啓発(手話への理解の促進及び手話の普及)

○子どもから大人まで多くの人々が手話に関心を持ち、手話に触れ親しむことができる機会を設けることにより、手話への理解の促進及び普及を図り、地域や日常生活の場面で、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりに取り組めます。

取組内容

- | |
|----------------------------------|
| (1) 手話に触れる機会の確保 |
| ①市広報、ホームページ、SNS、印刷物等を活用した手話の普及啓発 |
| ②手話啓発イベントの実施 |
| ③こども園、幼稚園、学校等での手話理解の取組支援 |

3. 意思疎通支援(手話による意思疎通の支援)

○聴覚に障害のある乳幼児と保護者、難聴や中途障害により手話で生活する人が手話を習得することができる機会を確保し、円滑なコミュニケーションが図れるよう取組を行います。

○ろう者の社会参加を促進するため、手話通訳奉仕員および手話通訳者を養成する講師の要件や講座の内容などを整理し、その育成・人材確保に取り組めます。

○ろう者が災害時にも避難所などで円滑に意思疎通できるよう、支援体制の整備を検討します。

○手話で気軽に相談ができ、緊急時にも手話通訳者を派遣して対応できるよう環境を整備します。

取組内容

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 当事者の手話習得の支援 | (2) 手話通訳者の養成及び確保 |
| ①聴覚に障害のある乳幼児と保護者の手話習得の機会の確保 | ①手話入門講座 |
| ②難聴者向け手話講習会 | ②手話通訳奉仕員養成講座 |
| | ③手話通訳者養成スキルアップ講習会 |
| | (3) 手話で相談できる場の確保 |
| | ①聴覚障害者相談員による福祉・生活相談 |
| | ②手話通訳者派遣 |